

担当局・区	建設局	審議会等の名称	天王寺動物園経営形態検討懇談会
-------	-----	---------	-----------------

現在員	5 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	ニューパブリックマネジメント等に関して専門性の高い大学教授や、公共経営に詳しい経営の専門家の分野において女性有識者を選任しようと試みましたが、結果的に打診した女性有識者の承諾が得られなかったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今回の委員選任では、全委員再任としたため女性を採用することができませんでしたが、今後改めて委員を委嘱する場合は、女性を確保するべく依頼等を行う予定です。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	道頓堀川水辺空間利用検討会
現在員	12 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 17%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できていません。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠ですが、そのうち3人が70歳を超えているため基準を達成できていません。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	沿川地域代表者の大半が男性であるとともに、70歳を超える者が多く就任しており、基準を満足することが難しい状況ではありますが、引き続き女性の参画及び世代交代に向けた働きかけを行い、基準を達成するよう努めます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議
現在員	5 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		城郭や石垣修復といった内容に関する女性の有識者は非常に少なく、石垣修復検討に必要となる各分野の有識者の選任を行った結果、女性委員の比率が20%に留まりました。	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		滋賀県安土城郭調査研究所在任時に特別史跡安土城跡の調査及び整備を担当された経験があり、数少ない城郭や石垣といった内容に精通した女性の有識者であるためです。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		指針の基準を満たさない1名については、文化財石垣保存技術協議会評議員の任についておられる石垣修復に関する学識経験者であり、他都市の同様の会議での実績等を考慮すると、城郭や石垣修復に関して識見を有し、石垣の修復に非常に精通されていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるためです。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後の見直し計画については、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、他都市会議の状況も把握しながら、教育委員会事務局文化財保護担当と調整し、新しい適任者を探し女性登用率をあげるよう努める。また、高齢委員や兼務数が3以上となる委員の選任についても、他の委員（特に若年層）を積極的に登用するなど、指針に沿った委員を選定するよう努めます	

担当局・区	港湾局	審議会等の名称	大阪市港湾審議会
現在員	28 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・学識経験者、市議員（市民の代表として）、港湾関係者、関係行政機関から幅広く意見を聴取するためです。		
女性数・女性比率	4 人 ・ 14%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任である市議員、団体関係者、行政関係者の各委員に男性が多いためです。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。 ・大阪港における計画等の重要事項を調査審議するという当審議会の所期の目的を達成するため、高度かつ専門的な知識を有する学識経験者を選定する必要があるためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	充て職以外の委員（学識経験者）については、本審議会の所期の目的を達成するために相応しく、かつ指針の基準を満たす委員適任者がいる場合には、積極的に選任するように努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市社会教育委員会議
-------	----------	---------	-------------

現在員	14 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5 人 ・ 36%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	指針の内容を説明した上で後任の選出依頼を行ったところ、年齢要件を満たしていないが団体から最も相応しいとして推薦されたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・女性数・女性比率 次の改選時には、女性比率40%以上を目標に、学識経験者を中心に必要な専門知識を有しつつ、指針の要件を満たす方を選任できるよう努める。なお、平成30年7月26日改選時に、42.8%に達することができた。 ・70歳超 引き続き団体に推薦の依頼をしていく必要があるため、次期の後任委員の改選においては、団体の構成員で必要な専門知識を有し、かつ指針の要件を満たす方を選任できるよう努める。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会
現在員	16 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 50%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、現在、居住地域の大阪市立小学校、中学校、高等学校の学校協議会の現役委員を兼ねており、地域のための活動を続けてきたことなど、経験が豊富であり、選任要件である学校協議会を代表する意見が得られるとのことで、選任することとした。		
本市職員	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」において「指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により」採択することとなっており、また、教科用図書選定委員会の設置・運営については、「平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」として、平成30年4月16日付大阪府教育委員会教育長通知により、「委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること」との指導があったことから、委員に選任するものである。		
今後の見直し方針	今後、年齢条件を重視し、必要な専門知識を有しつつ、指針の要件を満たす方を選任できるよう努める。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市学校適正配置審議会
現在員	12 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 42%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	基準を満たした委員に委嘱をできるよう推薦依頼を行ったが、該当者がおらず、兼職の要件を満たした人物の推薦を受けることができなかったため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	基準を満たした委員に委嘱をできるよう推薦依頼を行ったが、該当者がおらず、年齢の要件を満たした人物の推薦を受けることができなかったため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の基準を満たした人物に委員を委嘱できるよう、可能な限りの調整に努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市文化財保護審議会
-------	----------	---------	-------------

現在員	18 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	10 人 ・ 56%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	各々が専門的分野の第一人者であるが、それらの分野における専門家であって、かつ大阪の文化財には精通している研究者は限定させているため、委員の選定における選択肢はきわめて限られている。 この点、委員を選定するにあたっては、選定の対象者が当該専門分野にお家広い識見を有しているか否かを判断する必要があるところ、行政の担当者では当該判断をすることが難しいため、各分野の学会に適任者を推薦して委託という手法を取らざるを得ない状況である。 このような状況をふまえ、各学会からの推薦をもとにしたところ、今回の文化財保護審議会の組織にあつては前述のとおり再任委員を起用せざるを得なかったが、次回の委員選任にあたっては高齢の委員や3期以上の再任委員について可能な限り新規委員を起用して基準を満たすことができるよう、改善努力をしてみたい。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	難波宮跡整備計画検討委員会議
現在員	8 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員として依頼することが可能なレベルの有識者が極めて限られているなかで、適任といえる女性有識者についてはさらに寡少であることから、基準を満たしていない。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、女性委員や高齢かつ任期が長期にわたる委員の後継となる候補について、広く研究成果の把握を行うとともに、文化庁や大学などの関係諸機関への照会を行い、次期改選においては指針の基準を満たせるよう委員の選考に努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
現在員	4 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	事案に関する専門性等を考慮した結果。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	可能な限り指針基準に則った選出に努める。		

担当局・区	西区役所	審議会等の名称	西区教育会議
現在員	11 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年9月の委員改選において、女性の委員を確保すべく各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等から意見聴取を行ったが、結果的に適任者がいなかったため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員選定 (交代・改選) にあたっては、女性委員の確保に向けて、各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等との意見交換を進めてまいります。		

担当局・区	福島区	審議会等の名称	福島区教育会議
現在員	9 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる者として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼したところ、結果として男性比率が高くなった		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は長く福島区の地域団体活動に従事しており見識・人柄も優れていることから、本会議においても地域団体の立場としてのみならず、教育行政に関する広い角度からの意見の聴取が期待でき、余人を持って代えがたい人物であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>(女性比率について) 次期委員の選定時においては女性委員を増加させるよう努めるが、それまでの間においても、区内小中学校の女性保護者の中から本会議の委員にふさわしい者を選別できるよう、学校・保護者との意思疎通を図ってまいります。</p> <p>(高齢委員について) 現時点において、同氏は本会議の円滑な運営に不可欠であると考えているが、同氏以外でも同氏と同様の役割を果たせるような人物を今後選任できるよう、本会議の内容について周知につとめる。</p>		

担当局・区	天王寺区役所	審議会等の名称	天王寺区教育会議
現在員	22 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	各小学校区、中学校区から等しく意見を聴くため、各校(計11校)の学校協議会委員から保護者及び地域住民等をそれぞれ1名天王寺区教育会議委員として選出することとしているため。		
女性数・女性比率	6 人 ・ 27%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関し意見を聴取する場という会議の趣旨から、当会議委員は、各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成することとし、性別を問わず委員としているため。		
兼務3以上(他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関し意見を聴取する場という会議の趣旨から、当会議委員は、各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成しており、校区及び学校の状況を良く把握している委員であれば年齢を問うていないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>天王寺区教育会議は、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的としている。</p> <p>現委員は、各校の学校協議会委員から選任していることに加え、会議の趣旨からも性別や年齢に関わらず学校の状況について良く把握している者が望ましいと考えている。一方、今年度から区政会議が分科会形式で開催され、子育てや教育について議論する班が設置されたこと、今年度で区教育会議が設置されて4年となり初年度から参画いただいた委員の任期も今年度までとなることから、来年度に向け区教育会議の開催方法及び委員構成についての見直しを検討している。</p>		

担当局・区	阿倍野区役所	審議会等の名称	阿倍野区教育会議
現在員	5 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>阿倍野区教育会議の開催にあたって、青少年の健全育成やグローバル人材の育成など、多様な視点から区の教育施策にご意見をいただくことができるということを要件として委員の選定を行った。</p> <p>指針の基準を満たしていない2名のうち1名については、阿倍野区教育会議開催要綱第3条第2項第2号に定める「地域住民」の代表として選定すべき委員について、長年にわたって地域の見守り活動等に従事し、また、大阪市内でも最大級の児童数を抱える常盤小学校及び文の里中学校協議会委員として本区における教育の課題や地域の子どもの現状を特に深く理解している方であるため、地域住民の代表として「地域の青少年の健全育成」という視点から意見を聴くことができる。</p> <p>また、もう1名については、①今の中小企業がどんな人材を求めているのか、②グローバル人材の育成、という視点での見識をお持ちである方を阿倍野産業会からご推薦いただいたところ、最も適任であるところのご推薦をいただいた方を委員として選任したものであり、当委員の経営する企業は阿倍野区に本社を有し、海外にも支社や工場を展開していることから、上記①②の視点からの意見を聴くことができる。</p> <p>以上の理由から、この2名は、阿倍野区教育協議会委員として余人をもって代えがたいといえる。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次回改選時、「地域住民」を代表する委員としてご参画いただく方を阿倍野区内の地域活動協議会等から選定する際、年齢要件に留意するものとする。同時に、阿倍野産業会等からのご推薦をいただく際、委員選定に際しての諸要件について十分に説明したうえ、その旨ご留意いただくよう措置を講じるものとする。</p>		

担当局・区	東淀川区役所	審議会等の名称	東淀川区教育会議
現在員	12 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	10 人 ・ 83%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員を区政会議委員より選任することとしており、区政会議委員に年齢制限を設けていないため (地域団体からの推薦)		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区政会議委員の選定要件等も踏まえ、適正な委員体制について検討する。		

担当局・区	平野区役所	審議会等の名称	平野区教育会議
現在員	8 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦のため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらうよう団体に依頼します。		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区総合教育会議
-------	-------	---------	-----------

現在員	6 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 50%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区総合教育会議は、区担当教育次長が、そのマネジメントにより、保護者・地域住民等から所管する教育や関連する子どものための施策や、区における計画・方針の策定や実績・成果等について、意見を求める場であることから、教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ保護者・地域住民等に幅広く参加してもらう必要があります。具体的には、次の者を同会議の委員とします。</p> <p>① 区担当教育次長が指定する地域団体より推薦された者 ② 区担当教育次長が選定する教育に精通した保護者及び地域住民</p> <p>70歳を超える高齢委員については、幼児教育の専門知識を有しておられるとともに、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに取り組まれていることから、地域教育・社会教育に非常に精通されており、教育に精通した保護者及び地域住民として、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため委員として選任します。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後の見直し計画については、改選時に指針に沿った委員を選定するよう努める。